

公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議 運営要領（案）

（座長・座長代理）

第1条 座長は、有識者会議の会務を処理し、有識者会議を代表する。

2 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わり、その職務を遂行する。

（会議）

第2条 座長は、有識者会議の議事を整理する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、有識者会議に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

3 資料は原則として公開する。ただし、特段の必要があると座長が認めた場合は、会議資料の全部又は一部を公開しないことができる。

4 有識者会議は非公開とし、議事概要及び議事録は、有識者会議終了後、委員等の確認を経た上で公開する。

（雑則）

第3条 この要領に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(参考)

公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議の開催について

〔 令和元年 11 月 22 日
内閣府特命担当大臣（規制改革）決定 〕

1. 趣旨

新公益法人制度の発足から 10 年が経過する中、複数の不祥事が発生するなどの公益法人の活動の状況等を踏まえ、経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年 6 月 21 日閣議決定）に基づき、公益法人のガバナンスの更なる強化等について必要な検討を行うため、内閣府特命担当大臣（規制改革）の下、公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 会議は、別紙に掲げる有識者により構成する。
- (2) 会議の座長及び座長代理は、内閣府特命担当大臣（規制改革）が指名する。
- (3) 会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3. 庶務

会議の庶務は、内閣府大臣官房公益法人行政担当室において処理する。

4. その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(別紙)

公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議 有識者名簿

梶谷綜合法律事務所弁護士
梶 谷 篤

(公財) 日本国際交流センター専務理事・事務局長
勝 又 英 子

同志社大学経済学部教授、(公社) 企業メセナ協議会理事
河 島 伸 子

さくま会計事務所公認会計士
佐久間 清 光

同志社大学大学院司法研究科教授
(座長代理) 佐久間 毅

早稲田大学大学院法務研究科教授
(座長) 山野目 章 夫

東京大学大学院法学政治学研究科教授
山 本 隆 司

北海道大学大学院経済学研究院教授
吉 見 宏

(五十音順、敬称略)